

第7章 ダム・水門等の操作

7.1 河川区間のダム・水門

7.1.1 河川区間のダム・水門（洪水）

ダム及び水門等の管理者は、常に当該施設が十分にその機能を発揮できるように努めるとともに、特に、水防活動時においては、適正な操作を行い、水害の軽減、防止に努めるものとする。

ダム及び水門等の管理者は、気象警報、注意報等及び洪水情報・水防警報が発表されたとき、または雨量、水位、流量等の気象状況を考慮し、洪水時または洪水のおそれがあると認めるときは、各施設の操作規則等に基づき、的確な操作を行うものとする。

7.1.2 河口部・海岸部の水門・閘門（津波、高潮）

河口部・海岸部の水門・閘門の管理者は、常に当該施設が十分その機能を発揮できるように努めるとともに、とくに、水防活動においては、適正な操作を行い、水害の軽減、防止に努めるものとする。

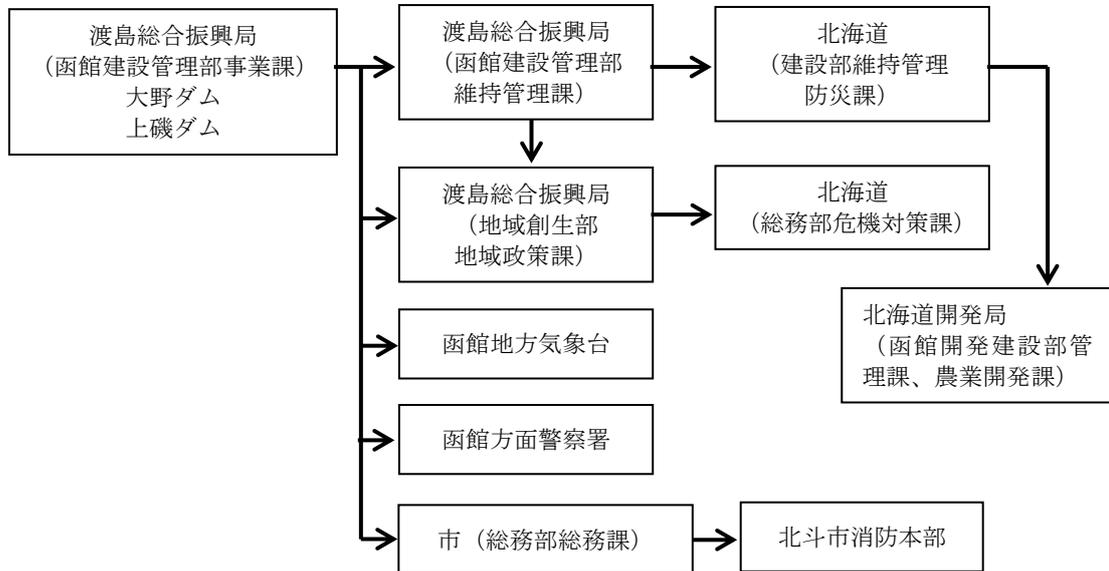
河口部・海岸部の水門・閘門の管理者は、大津波警報、津波警報が発表された場合には安全確保のため直接操作させないなど、操作員の安全確認を最優先にしたうえで、各施設の操作規則に基づき、的確な操作を行うものとする。

7.2 操作の連絡

ダム及び水門等の管理者は、各施設の操作規則等に基づき、放流等の情報を直ちに河川管理者、所管建設事務所、下流地域等の水防管理団体、鉄道関係機関等に迅速に連絡するものとする。

7.3 連絡系統

連絡系統図に従って連絡し、やむを得ない理由により、この系統によりがたい場合はあらゆる手段を尽くして迅速確実に連絡する。



第8章 通信連絡

8.1 通信連絡系統

8.1.1 通信連絡施設等の整備強化

市は、水災時においても通信連絡が迅速かつ確実に行われるよう通信連絡手段及び施設の整備に努めるものとする。

8.1.2 市の通信連絡

市の通信連絡は、一般加入電話によるほか、地上系防災無線や北海道総合行政情報ネットワーク及び衛星携帯電話等を用いて行うものとする。

8.1.3 連絡責任者

市及び水防に関係ある機関は、水防警報及び警報連絡等の重要性にかんがみ、連絡責任者を定め、その氏名をあらかじめ関係ある水防管理団体及び関係機関に通知するものとする。

8.2 災害時優先通信の取扱い

災害時により電話が混み合った場合には、発信規制や接続規制といった通信規制（大規模災害時には90%以上の制限が行われることがある）が行われるため、通常の電話は被災地からの発信や被災地への接続が困難となる。これを回避するため、水防上緊急を要する場合、知事、北海道開発局長、水防管理者、消防機関の長またはこれらの命を受けた者（水防関係機関）は、法第27条第2項及び電気通信事業法（昭和59年法律第86条）に基づき災害時優先通信を利用することができる。

利用にあたっては、電気通信事業者（各電話会社等）への事前の申し込みが必要となるため、必要な電話回線をあらかじめ登録しておくとともに、どの電話機が災害時優先通信を利用できるかを明示しておくものとする。

8.3 その他の通信施設の利用

その他一般加入電話による通信不能又は特に緊急を要する場合は、次に掲げる機関の専用電話、無線等の通信施設を使用することができる。

- (1) 北海道総合行政ネットワーク
- (2) 北海道警察本部通信施設
- (3) 北海道旅客鉄道株式会社通信施設
- (4) 北海道電力株式会社通信施設
- (5) 北海道開発局通信施設
- (6) 第一管区海上保安本部通信施設
- (7) 自衛隊通信施設

8.4 連絡を要する団体等

機 関 名	連絡責任者 (代理者)	所 在 地	通 信 系 統		
			第1系統	第2系統	第3系統
渡島総合振興局	地域政策課長 (防災主任)	函館市美原4丁目6番16号 〒041-0806 Tel:47-9430 Fax:46-9203	防災無線	有線	車両等
函館建設管理部 (事業課)	建設管理部長 (事業課長)	函館市美原1丁目47番8号 〒041-8558 Tel:45-6500 Fax:45-6600	〃	〃	〃
渡島総合振興局 保健環境部 保健福祉室	保健環境部長	函館市美原4丁目6番16号 〒041-0806 Tel:47-9430 Fax:46-9203	〃	〃	〃
函館中央警察署	北斗交番署長	飯生2丁目1番9号 〒049-0161 Tel:73-2075 Fax:73-2075	有線	車両等	
南渡島消防事務組合	北斗消防署長 (警防課長)	中央2丁目1番9号 〒049-0162 Tel:73-3191 Fax:73-6694	消防無線	有線	車両等
函館地方气象台	防災管理官	函館市美原3丁目4番4号 〒041-0806 Tel:46-2211 Fax:46-3117	有線	車両等	
函館開発建設部 函館道路事務所	所 長	追分4丁目11番2号 〒049-0101 Tel:49-2631 Fax:49-6451	〃	〃	
檜山森林管理署 木古内事務所	所 長	木古内町字木古内214-4 〒049-043 Tel:01392-2-3161 Fax:2-2961	〃	〃	
函館広域森林組合	参 事	中央1丁目3番10号 〒041-0192 Tel:73-3111 Fax:73-6970	〃	〃	
新函館農業協同組合 上磯支店	支店長	飯生1丁目6番8号 〒041-0162 Tel:73-2121 Fax:73-7421	〃	〃	
北海道旅客鉄道(株) 上磯駅	駅 長	飯生2丁目11番1号 〒041-0162 Tel:73-2049 Fax:73-2049	〃	〃	
いさりび鉄道(株)	担当者	函館市若松町12-5 〒040-0063 Tel:83-1977	〃	〃	
北斗郵便局	局 長	飯生2丁目11番1号 〒041-0162 Tel:73-2049 Fax:73-2049	〃	〃	
北斗商工会	事務局長	飯生1丁目6番4号 〒041-0162 Tel:73-2408 Fax:73-2474	〃	〃	
上磯土地改良区	参 事	中央1丁目3番10号 〒041-0192 Tel:73-3111 Fax:73-6970	〃	〃	
渡島平野土地改良区	参 事	本町711番地1 〒041-1201 Tel:77-8521 Fax:77-7010	〃	〃	
渡島医師会	事務局長	函館市大森町21番12号 〒040-0034 Tel:27-1246 Fax:27-1247	〃	〃	
北海道電力(株) 函館支店	総務グループ	函館市千歳町25番25号 〒040-0033 Tel:0120-060-912 Fax:71-1119	〃	〃	
NTT東日本(株) 函館営業支店	支店長 (営業総括)	函館市東雲町14番8号 〒040-0033 Tel:21-2064 Fax:24-2004	〃	〃	
陸上自衛隊第11旅団 第28普通科連隊	第3科長	函館市広野町6番-18号 〒042-0934 Tel:51-9171(239) Fax:51-9171(483)	有線	〃	〃

第9章 水防施設及び輸送

9.1 水防倉庫及び水防資器材

- (1) 水防管理者は、資材の確保のため、重要水防区域近在の竹、立木、木材等を調査するとともに、資材確保のため別途定める業者とあらかじめ協議しておき、緊急調達しうる数量を確認して、その補給に備えなければならない。また、備蓄器材が使用または損傷により不足を生じた場合は、直ちに補充するものとする。
- (2) 水防管理者は、水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資器材では不足するような緊急事態に際して、国の応急復旧資器材または道の備蓄資器材を使用する場合には北海道開発局函館開発建設部または渡島総合振興局函館建設管理部へ水防資器材の払出し申請をするものとする。
- (3) 本市における水防備蓄資材は次のとおりである。

倉庫 資器材名	大野川ステーション	北斗消防署 水防倉庫	北斗消防署 北分署	七重浜 出張所	茂辺地 分遣所	当 別 分遣所	合 計
土嚢袋	5,000枚	2,370枚	1,800枚	-	-	-	11,000枚
大型土嚢袋	45枚	-	-	-	-	-	45枚
鉄 線	-	600kg	-	-	-	-	600kg
掛 矢	10丁	14丁	8丁	2丁	1丁	1丁	36丁
な た	5丁	43丁	6丁	1丁	-	-	55丁
まさかり	-	7丁	8丁	-	-	-	15丁
剣 先	22丁	31丁	53丁	5丁	5丁	4丁	120丁
大 角	10丁	32丁	15丁	3丁	1丁	1丁	62丁
角	11丁	42丁	15丁	8丁	5丁	2丁	83丁
つるはし	10丁	11丁	6丁	2丁	1丁	1丁	31丁
鉋	6丁	43丁	-	1丁	-	-	50丁
鋸	1丁	10丁	5丁	-	-	-	16丁
クリッパー	1丁	7丁	5丁	-	-	-	14丁
し の	10丁	29丁	12丁	-	2丁	2丁	55丁
金てこ	2丁	7丁	5丁	-	-	-	14丁
特長靴	-	40足	6足	2足	2足	-	50足
胴付靴	2足	10足	-	-	2足	2足	16足
ロープ	-	200m	-	-	-	-	200m
鉄パイプ	50本	-	-	-	-	-	50本

※ 水防管理者は、有事に備え土砂採取場を調査し、水防活動に必要な土砂は大野川防災ステーションに堆積する。

9.2 輸送の確保

(1) 輸送経路の確保

水防管理者は、非常の場合における水防資器材の調達及び作業員等の輸送を確保するため、「北斗市地域防災計画」一般災害対策編 第5章 第13節 「交通応急対策計画」により必要な措置を講ずるものとし、輸送経路図を作成して必要関係団体に提出する。

- ・ 付近略図に道路幅員その他通路のわかる輸送網図
- ・ 万一に備えた多角的輸送路の選定図

(2) 輸送計画

水防の規模、状況等により、他の機関の輸送力を必要とする場合は、「北斗市地域防災計画」一般災害対策編 第5章 第14節 「輸送計画」により必要な措置を講ずるものとし、資材輸送

用として以下の車両を運用する。

連番	種別	台数	乗車定員	備考
1	トラック	9台		土木8台、総務課1台
2	バス	6台	225人	スクールバス×1、老人福祉バス×2、マイクロバス×3
3	土木作業車	9台		グレーダー、散水車、ショベルカー、ロータリー車等
4	連絡車	56台	218人	ライトバン、乗用車、軽自動車、ハイブリット車等
5	道路パトロールカー	2台	12人	
6	交通安全セットカー	1台	4人	
7	畜犬車	1台	6人	
	計	84台	465人	

第10章 水防活動

10.1 水防配備

10.1.1 市の非常配備

市は、水防活動の利用に適合する予報及び警報等の発表があり洪水、内水、津波又は高潮のおそれがあると認められるときから、その危険が解消されるまでの間は非常配備体制により水防事務を処理するものとする。但し、津波の場合等においては配備職員の安全確保を図らなければならない。

市職員の非常配備体制は、「北斗市地域防災計画」一般災害対策編 第3章 第1節 第2「本部」に定めるところによる。なお、災害対策本部（対策本部設置体制）が設置された場合は、対策本部に統合されるものとする。

市の配備体制基準

配備区分	配備の時期	配備体制	配備人員
第1配備 (注意配備体制)	水防に関する警報・注意報等が発せられたが、具体的な水防活動を必要とするに至るまでにはまだかなり時間的余裕があると認められるとき。	情報の収集及び連絡に当たり、事態の推移によっては、直ちに第2配備の招集その他の活動ができる体制	総務対策班・産業対策班・建設対策班・消防対策班から数名
第2配備 (警戒配備体制)	1 水防活動を必要とする事態の発生が予想され、数時間後には水防活動の開始が考えられるとき。 2 水防本部長または現地指導班長が必要と認めて指令したとき。	水防活動の必要な事態が発生すれば、そのまま水防活動（災害応急対策）が遅滞なく遂行できる体制	全対策班（職員の約半数を動員）
第3配備 (対策本部設置体制)	1 激甚な災害が予想されるときまたは危険性が大で第2配備では処理できがたいと認められるとき。 2 水防本部長または現地指導班長が必要と認めて指令したとき。	完全な水防体制	全対策班（所属職員の全員及び応援をもとめられた部局の職員を動員）

(注) 1 配備時期について災害の規模、態様により、上記基準によりがたい場合においては、本部長は適宜指示を発するものとする。

2 災害の規模、態様により、担当対策部については本部長が、担当班については各対策班長（部長）が配備人員を適宜増減することができる。

10.1.2 消防機関の非常配備基準

水防管理者は、水防警報が発せられたとき、水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達したとき、その他水防上必要があると認められるときは、消防機関を出動させ、又は出動の準備をさせるものとする。その基準はおおむね次のとおりである。

配備基準	配備時期	配備体制等
待機	<ol style="list-style-type: none"> 大雨警報、洪水警報が発表され、または河川等の状況により待機が必要と認めるとき。 市長から、待機の指示を受けたとき。 	<ol style="list-style-type: none"> 分団長以上の招集を行い、状況に応じ直ちに出勤できるよう水防団員（消防団員）に対し自宅待機を指示する。 重要水防区域、その他水防上注意等する箇所非常監視警戒を行うこと。 予想される災害の状況程度によって小隊以下の一部の水防団員（消防団員）を招集し、隊の増強を行うこと。
準備	<ol style="list-style-type: none"> 大雨警報、洪水警報が発表され、または河川等の状況により水防活動の準備を必要と認めるとき。 市長から、出勤準備の指示を受けたとき。 河川の水位が水防団待機（通報水位）に達して、なお上昇のおそれがある、かつ出勤の必要性が予測されるとき。 その他気象状況等により洪水、高潮、津波の危険が予想されるとき。 上記のほか、市長が水防上必要があると認めるとき。 	<ol style="list-style-type: none"> 消防職員の半数及び水防団員（消防団員）の半数を招集し、隊の編成を行うこと。 水防本部に連絡員の派遣を行い連絡及び情報の共有に努めること。 出勤車両の整備を行うこと。 水防資器材及び各隊装備器材の整備、準備を行うこと。 出勤の場合の順路検討、これに伴う対策の確認を行うこと。 重要水防区域、その他水防上注意を要する箇所非常監視警戒の強化を行うこと。
出勤	<ol style="list-style-type: none"> 大雨警報、洪水警報が発表され、または雨量・水位・その他の状況により堤防の溢水、決壊等のおそれのあるとき。 市長から、出勤の指示を受けたとき。 潮位が上昇して被害のおそれがあるとき。 緊急にその必要があるとして知事から指示があったとき。 	消防職員・水防団員（消防団員）の全部を招集し、隊の編成を行い、現場に出勤、水防活動及び避難救助活動を行うこと。
解除	水防管理者が解除の指令を出したとき	

10.2 巡視及び警戒

(1) 平常時

水防管理者または消防機関の長（以下この章において「水防管理者等」という。）は、随時区域内の河川、海岸、堤防・津波防護施設等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該河川、海岸、堤防・津波防護施設等の管理者（以下「河川等の管理者」という。）に連絡して必要な措置を求めるものとする。

上記に係る連絡を受けた河川等の管理者は、必要な措置を行うとともに、措置状況を水防管理者に報告するものとする。

河川等の管理者が自ら行う巡視等において水防上危険であると認められる箇所を発見した場合は、必要な措置を行うとともに、措置状況を水防管理者に報告するものとする。

水防管理者等が、出水期前や洪水経過後、高潮や津波終息後などに、重要水防箇所又は洪水箇所、その他必要と認める箇所の巡視を行う場合には、第12章に定める河川管理者の協力のほか、必要に応じて河川等の管理者に立会または共同で行うことを求めることができるものとする。この際、消防職員等が立会または共同で行うことが望ましい。

(2) 出水時

ア 洪水

水防管理者等は、非常配備体制を発令したときは、河川、海岸等の監視及び警戒をさらに厳重にし、重要水防箇所を中心として巡視するものとする。

また、次の状態に注意し、異常を発見したときは直ちに水防作業を実施するとともに、河川等の管理者に連絡し、災害対策本部（総務部）に報告するものとする。ただし、堤防、ダムその他の施設が決壊したとき、または越水・溢水もしくは異常な漏水を発見したときは、10.6に定める決壊等の通報およびその後の措置を講じなければならない。

(ア) 堤防から水があふれるおそれのある箇所の水位の上昇

(イ) 堤防の上端の亀裂又は沈下

(ウ) 川側堤防斜面で水当たりの強い場所の亀裂又は欠け崩れ

(エ) 居住地側堤防斜面の漏水または飽水による亀裂及び欠け崩れ

(オ) 排水門・取水門の両軸または底部よりの漏水と扉の締まり具合

(カ) 橋梁その他の構造物と堤防との取り付け部分の異常

イ 高潮

水防管理者等は、非常配備体制を指令したときは、高潮襲来までの時間的余裕を十分考慮して海岸等の監視及び警戒をさらに厳重にし、特に既往の被害箇所その他重要な箇所を中心として巡視するものとする。また、次の状態に注意し、異常を発見したときは自信の安全及び避難を優先して水防作業を実施するとともに、海岸等の管理者に連絡し、災害対策本部（総務部）に報告するものとする。

(ア) 堤防から水があふれるおそれのある箇所の潮位の上昇

(イ) 堤防の上端の亀裂又は沈下

(ウ) 海側または川側堤防斜面で水当たりの強い場所の亀裂又は欠け崩れ

(エ) 居住地側堤防斜面の漏水または飽水による亀裂及び欠け崩れ

(オ) 排水門・取水門の両軸または底部よりの漏水と扉の締まり具合

(カ) 橋梁その他の構造物と堤防との取り付け部分の異常

10.3 水防作業

水防作業を必要とする異常事態が発生したときは、被害を未然に防止し、または被害の拡大を防ぐため、堤防の構造、流速、護岸、浸水域及び近接地域の状態等を考慮して最も適切な工法を選択し実施するものとする。水防作業を必要とする異常状態を大別してそれに適する工法の説明は、資料5「水防工法一覧表」のとおりである。

その際、水防従事者は安全性が高いと考えられる場所まで避難完了に要する時間等を考慮して、自信の危険性が高いと判断したときには、自信の避難を優先させるものとする。なお、水防管理者は、平常時から水防実施関係者に水防工法等を習熟させ、災害時においても適切な作業が即時にできるよう努めるものとする。

10.4 緊急通行

(1) 緊急通行

水防のため緊急の必要のある場所に赴くときは、消防機関に属する者並びに水防管理者から委任を受けた者は一般交通の用に供しない通路又は公共の用に供しない通路を通行することができる。

(2) 損失補償

市は、緊急通行の権限を行使することにより損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償するものとする

10.5 警戒区域の指定

水防上緊急の必要がある場所においては、消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係以外の者に対して、その区域への立ち入りを禁止し、もしくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができるものとする。また、消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があったときは、警察官は、消防機関に属する者の職権を行うことができるものとする。

10.6 避難のための立ち退き

(1) 洪水、津波または高潮により著しい危険が切迫していると認められるときは、水防管理者は、必要と認める区域の居住者に対し、避難のため立ち退くべきことを指示することができる。この場合、函館中央警察署長にその旨を通知するものとする。

(2) 水防管理者は、避難のための立ち退きを指示した場合は、その状況を渡島総合振興局長に速やかに報告するものとする。

(3) 水防管理者は、警察署長、消防署長等関係機関と協議の上、あらかじめ危険が予想される区域について、避難計画を作成し、避難場所、避難経路その他必要な事項を定め、一般に周知しておくものとする。

(4) 避難場所、避難経路その他避難に関し必要な事項については、北斗市地域防災計画による。

10.7 決壊・漏水等の通報及びその後の措置

10.7.1 決壊・漏水等の通報

水防に際し、堤防、ダムその他の施設が決壊したとき、また越水・溢水もしくは異常な漏水が発生したときは、水防管理者、消防機関の長またはダム等の管理者は、直ちに関係者（関係機関・団体）に通報するものとする。

通報を受けた河川管理者は、水防上危険であるかどうか確認を行い、危険が認められる場合には市長に避難勧告等の発令に資する事象として情報提供するものとする。

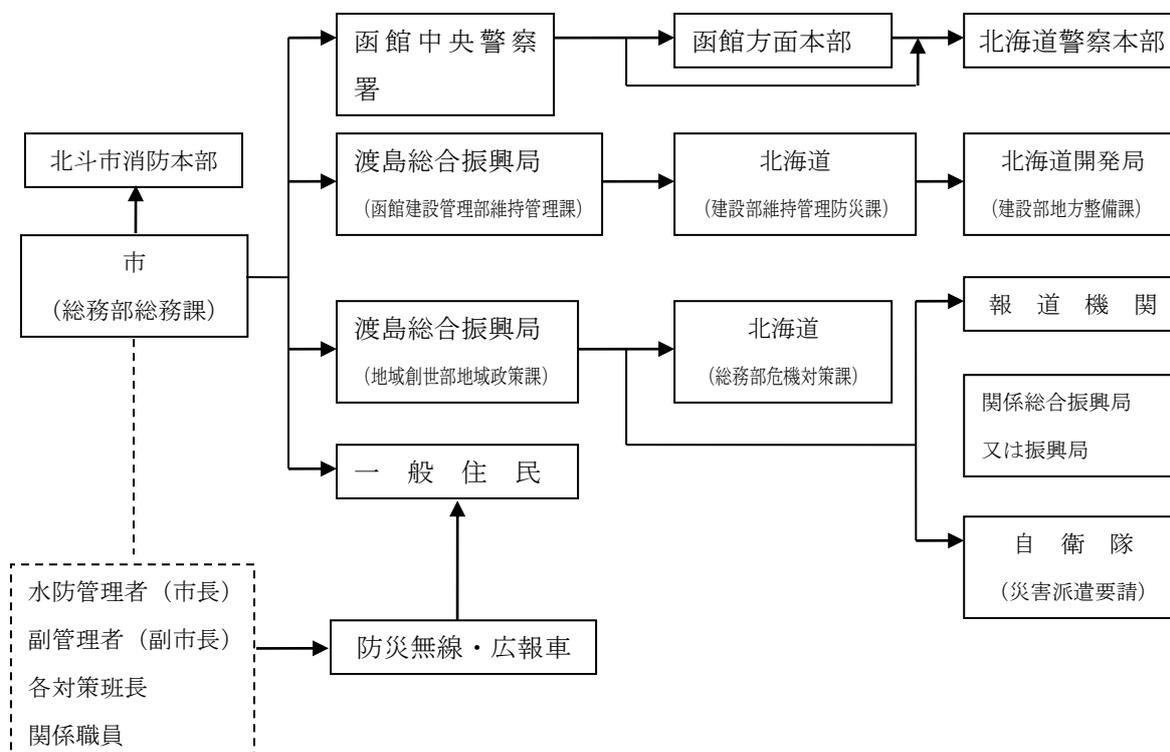
特に、暫定堤防区間における危険水位が現況堤防高から余裕高を引いた（スライドダウンを行わない）高さを原則として設定されていることから、断面不足等に起因する漏水等に関する危険情報が洪水予報や水位到達情報に反映されていない（第4章参考）。

そのため、河川管理者は、自らが管理する堤防の漏水に関する危険情報が関係者に直ちに

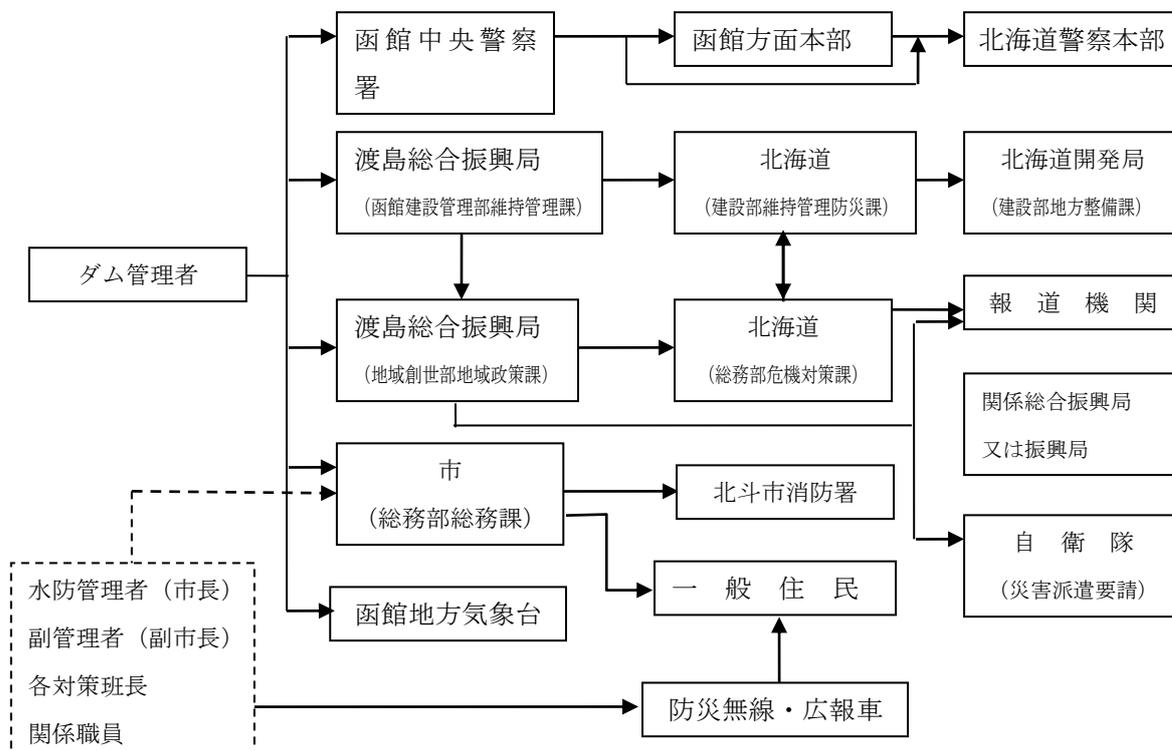
通報されるよう、出水期前に、洪水時における堤防等の監視、警戒及び連絡の体制・方法を関係者と確認しておくものとする。

10.7.2 決壊・越水等の通報系統

(1) 堤防等の決壊・越水通報系統図は次のとおりである。



(2) 異常かつ重大な状況におけるダムの通報系統図は次のとおりである。



10.7.3 決壊等後の措置

堤防その他の施設が決壊したとき、または越水、溢水もしくは異常な漏水が発生したときにおいても、水防管理者または消防機関の長は、できる限り氾濫による被害が拡大しないよう努めるものとする。

10.8 水防配備の解除

10.8.1 市の非常配備の解除

水防管理者は、水位が氾濫注意水位以下に減じ、かつ危険がなくなったとき、津波又は高潮のおそれなくなったとき、かつ水防警報が解除されたとき等、市域内の水防活動の必要がなくなったと認めるときは、水防の非常配備体制を解除し、これを一般に周知するとともに関係機関に通知するものとする。

10.8.2 消防機関の非常配備の解除

非常配備の解除は、水位が下降して水防活動の必要がなくなり、水防管理者が配備解除の指令をしたときとする。それまでは、自らの判断等により勝手に部署を離れてはならない。

第11章 水防信号、水防標識等

11.1 水防信号

(1) 水防信号

法第20条に規定された水防信号は、つぎのとおりである。

第1信号 氾濫注意水位（警戒水位）に達したことを知らせるもの

第2信号 水防団員（消防団員）及び消防機関に属する者の全員が出動すべきことを知らせるもの

第3信号 当該水防管理団体の区域内に居住する者が出動すべきことを知らせるもの

第4信号 必要と認める区域内の居住者に避難のため立ち退くべきことを知らせるもの

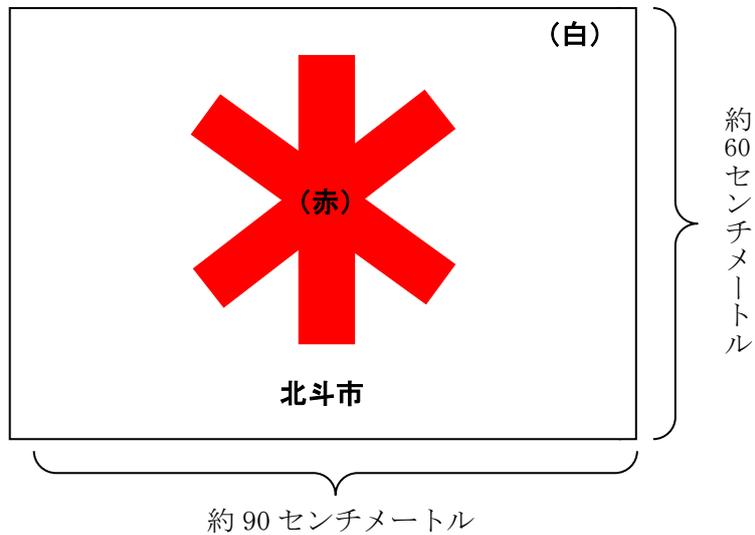
※ 地震による堤防の漏水、沈下等の場合及び津波の場合は、上記に準じて取り扱う。

	警鐘信号	サイレン信号（余いん防止符）
第1 信号	○休止 ○休止 ○休止	約 5秒 15秒 5秒 15秒 5秒 15秒 5秒 15秒 ○－休止－○－休止－○－休止－○－休止
第2 信号	○－○－○ ○－○－○	約 5秒 6秒 5秒 6秒 5秒 6秒 5秒 6秒 ○－休止－○－休止－○－休止－○－休止
第3 信号	○－○－○－○ ○－○－○－○	約 10秒 5秒 10秒 5秒 10秒 5秒 10秒 5秒 ○－休止－○－休止－○－休止－○－休止
第4 信号	乱打	約 1分 5秒 1分 ○－休止－○－

- 備考
- 1 信号は適宜の時間継続すること。
 - 2 必要があれば警鐘信号及びサイレン信号を併用することを妨げないこと。
 - 3 危険が去ったときは、口頭伝達により周知させるものとする。

11.2 水防標識

- (1) 法18条に規定された知事の定める水防のために出動する車両の標識は、次のとおりである。



- (2) 水防管理者から委任を受けた者が着用する水防活動者腕章及び建設機械に掲示する横断幕は、次のとおりである。

例（腕章）



例（横断幕）



11.3 身分証票

水防計画を作成するため、消防機関に属する者が必要な土地に立ち入る場合に携帯する身分証票は、次のとおりとする。

第 号
水防立入調査員票
所 属 職 名 氏 名
上記の者は、水防法（昭和24年法律第193号） 第49条第1項の規定により必要な土地に立ち入 ることができる職員であることを証明します。
令和 年 月 日
北斗市長 印

水防法（抜粋）
第49条 都道府県知事又は水防管理者は、水防計 画を作成する必要があると認めるときは、関係 者に対して資料の提出を命じ、又は当該職員、 水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する 者をして必要な土地に立ち入らせることができ る。
2 都道府県の職員、水防団長、水防団員又は消 防機関に属する者は、前項の規定により必要な 土地に立ち入る場合においては、その身分を示 す証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、 これを提出しなければならない。

第12章 協力及び応援

12.1 河川管理者の協力及び援助

知事は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、市が行う水防のための活動への協力及び水防管理者が行う浸水被害軽減地区の指定に係る援助を行う。

＜河川管理者の協力が必要な事項＞

- (1) 市に対して、河川に関する情報（道管理河川の水位、河川管理施設の操作状況に対する情報）の提供
- (2) 市に対して氾濫想定地点ごとの氾濫水到達市町村の事前提示、及び水防管理者から異常な漏水等についての通報を受けた場合には通報すべき関係者（関係機関・団体）の提示
- (3) 堤防又はダムが決壊したとき又は越水若しくは異常な漏水が発生したときは（氾濫発生情報を発表する場合を除く）、河川管理者による関係者及び一般への通知
- (4) 重要水防箇所の合同点検の実施
- (5) 水防管理団体が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加
- (6) 水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資器材が不足するような緊急事態に際して、河川管理者の応急復旧資器材又は備蓄資器材の提供
- (7) 水防管理団体及び水防協力団体の人材で不足するような緊急事態に際して、水防に関する情報又は資料を提供し、及び提供するための職員の派遣

＜河川管理者の援助が必要な事項＞

- (1) 水防管理者に対して、過去の浸水情報や周辺の地形情報等に鑑み浸水被害の軽減に有用な盛土構造物等の情報を提供
- (2) 水防管理者に対して、指定しようとする浸水被害軽減地区の有用性について、過去の浸水情報や可道の特性に鑑みた助言
- (3) 市長に対して、過去の浸水情報の提供や、市長が把握した浸水実績等を水害リスク情報として周知することの妥当性について助言
- (4) 市長が行う浸水被害軽減地区の指定に必要な援助を行う際に、河川協力団体に必要な協力を要請

12.2 下水道管理者の協力

下水道管理者は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、水防管理団体が行う水防の活動のための活動に次の協力を行う。

＜下水道管理者の協力が必要な事項＞

- (1) 水防管理団体に対して、下水道に関する情報（ポンプ場の水位、下水道管理施設の操作状況に関する情報）の提供
- (2) 水防管理団体に対して氾濫想定地点ごとの氾濫水到達市町村の事前提示
- (3) 水防管理団体が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加
- (4) 水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資器材が不足するような緊急事態に際して、河川管

理者の応急復旧資器材又は備蓄資器材の提供

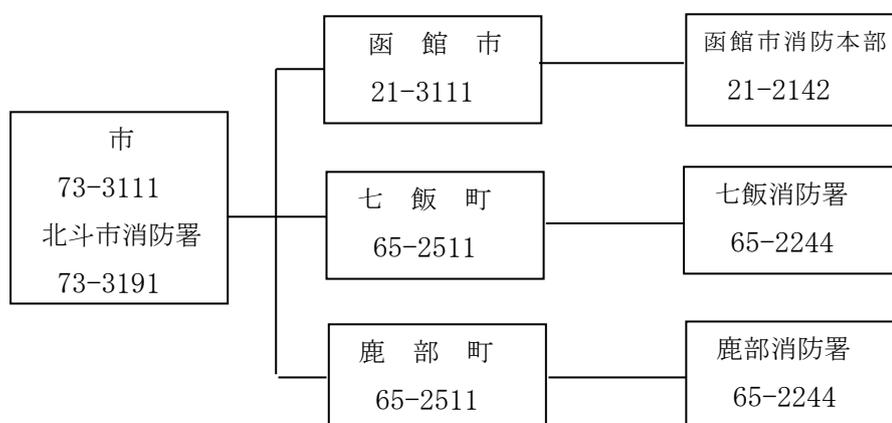
- (5) 水防管理団体及び水防協力団体の人材で不足するような緊急事態に際して、水防に関する情報又は資料を提供し、及び提供するための職員の派遣

12.3 水防管理団体の相互の応援

水防管理団体は、水防のため緊急の必要があるときは、他の水防管理者または市町村長もしくは消防長に対して応援を求めることができる。

応援を求められた他の水防管理者または市町村長もしくは消防長は、自らの水防に支障がない限りその求めに応じるものとする。応援のため派遣された者は、水防について応援を求めた水防管理者の所轄の下に行動するものとする。

上記規定に基づく隣接市町村との協力応援系統は次のとおりである。



12.4 警察官の援助要求

水防管理者は、水防のため必要があるときは、警察署長に対して、警察官の出動を求めることができる。その方法等については、あらかじめ警察署長と協議するものとする。

警察官との協力応援は、「北斗市地域防災計画」一般災害対策編 第5章第12節「災害警備計画」の定めるところによるものの他、水防管理者または消防長が協力応援を求めるときの、法に規定されている事項は次のとおりである。

- (1) 警察通信施設の使用（法第20条第2項）
- (2) 警戒区域の監視（法第14条第2項）
- (3) 警察官の出動（法第15条）
- (4) 避難、立ち退きの場合における措置（法第22条）

12.5 自衛隊の派遣要請

水防管理者は、災害に際し、自らの能力で処理することが困難な事態が予想されるときは、災害対策基本法第68条の2に基づき、「北斗市地域防災計画」第5章第6節「自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」の定めにより知事に自衛隊の災害派遣の要請を要求することができる。派遣要請の要求に当たっては次の事項を明らかにするものとする。

- (1) 災害の状況及び派遣要請を要求する事由
- (2) 派遣を希望する期間
- (3) 派遣を希望する区域及び活動内容
- (4) 派遣部隊が展開できる場所
- (5) 派遣部隊との連絡方法、その他参考となるべき事項

12.5 国（河川事務所、函館地方気象台等）との連携

(1) 水防協議会

市は、水防協議会に参加し、重要水防箇所、河川改修状況、水防警報、洪水、津波又は高潮予報等の連絡系統、既往洪水における出水状況、既往津波、高潮による越水状況、水防資材整備状況、その他水防に必要な河川・海岸情報について情報収集を行う。

(2) ホットライン

市は、河川の水位状況については函館開発建設部とのホットラインにより、また気象状況については函館地方気象台とのホットラインにより、迅速かつ十分な情報共有に努めるものとする。

12.7 企業（地元建設業等）との連携

市は、出水時の水防活動に際し、水防活動等の委任、資器材の提供に関して協定を締結するものとする。また、市長より水防活動の委任を受けた民間事業者等は以下の水防活動委任証を携行し、必要がある場合には、これを提示しなければならない。

<p>第 号</p> <p style="text-align: center;">水防活動委任証</p> <p>名 称</p> <p>住 所</p> <p style="text-align: center;">上記の者は、水防活動の委任を受けた者であり、水防法代19条第1項の規定により緊急通行及び水防法代28条第2項の規定により公用負担を行うことができる者であることを証する。</p> <p>令和 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">水防管理者</p> <p style="text-align: right;">氏名 印</p>

（裏面の記載）

- (1) 本証は水防管理者から水防活動の委任を受けた者であることの身分証明書である。
- (2) 本証の身分に変更があったときは速やかに訂正を受けること。
- (3) 本証の身分を失ったときは速やかに返還すること。

12.8 住民、自主防災組織等との連携

市は、水防活動の実施に当たっては、地域住民、自主防災組織等と連携を図り、水防のため必要があるときは、住民等に水防活動への協力を求めるものとする。

第13章 費用負担と公用負担

13.1 費用負担

(1) 費用負担

本市の水防に要する費用は、法第41条により本市が負担するものとする。ただし、他の水防管理団体の応援のために要した費用は、当該応援を求めた水防管理団体が負担するものとし、負担する費用の額及び負担の方法は、水防管理者相互間において協議し定めるものとする。

(2) 利益を受ける市町の費用負担

本市の水防によって、本市域以外の市町が著しく利益を受けるときは、法第42条により、当該水防に要する費用の一部は、当該水防により著しく利益を受ける市町が負担するものとする。

負担する費用の額及び負担の方法は、水防管理者相互間において協議し定めるものとし、当該協議が成立しないときは、知事に斡旋を申請するものとする。

13.2 公用負担

(1) 公用負担

水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者、水防団長（消防団長）または消防機関の長は水防の現場において次の権限を行使することができる。

- ア 必要な土地の一時使用
- イ 土石、竹材その他の資材の使用若しくは収用
- ウ 車両その他の運搬機器の使用
- エ 排水用機器の使用
- オ 工作物その他の障害物の処分

また、水防管理者から委任を受けた民間事業者等は上記ア～エ（イにおける収用を除く。）の権限を行使することができる。

(2) 公用負担権限委任証

公用負担を命ずる権限を行使する者は、水防管理者、水防団長（消防団長）または消防機関の長にあつては、その身分を示す証明書を、水防管理者から委任を受けた者は、以下の公用負担権限委任証を携行し、必要がある場合は、これを提示しなければならない。

なお、水防管理者から委任を受けた民間業者等にあつては、12.7に規定する水防活動委任証をもって公用負担権限委任賞に代えることとする。

(例)

第 号	公用負担権限委任証
〇〇〇水防団 〇〇部長	
氏 名	
上記のものに	区域における水防法第28条第2項の権限を委任した
ことを証明する。	
令和 年 月 日	
	水防管理者
	氏 名 印

(3) 公用負担命令書

公用負担を命ずる権限を行使する者は、以下の公用負担命令書を2通作成し、その1通を目的物の所有者、管理者またはこれに準ずる者に交付するものとする。

(例)

第 号
公用負担命令書
住 所
氏 名
水防法第28条第1項の規定により、次のとおり公用負担を命じます。
1 目的物
(1) 所在地
(2) 名 称
(3) 種 類
(4) 数 量
2 負担内容
(使用・収用・処分等について詳記すること)
令和 年 月 日
命令者 職 氏名 印

(4) 損失補填

市は、公用負担の権限を行使することにより損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償するものとする。

第14章 水防報告等

14.4 水防報告

水防管理者は、次に定める事態が発生したときは、速やかに渡島総合振興局長に報告するものとする。

- (1) 消防機関を出動させたとき。
- (2) 他の水防管理団体に応援を求めたとき。
- (3) その他の報告を必要と認める事態が発生したとき。

令和2年台風〇号における水防活動 (南渡島消防事務組合・令和2年8月〇日～〇日)			
<p>〇概要</p> <p>南渡島消防事務組合は、令和2年8月〇日、台風〇号の影響に伴う集中豪雨に際し、延べ〇部隊〇名が出動、市内では、1時間雨量100mmを超える豪雨により河川が増水。各地で越水により床上浸水等の被害を受ける危険な状況の中、堤防への土のう積みや住民の避難誘導、人名救助を行い人的被害の軽減のため活動した</p>			
活動時間	出動延人員	主な活動内容	
8/〇 ～8/〇 約12時間	〇名	<ul style="list-style-type: none"> ・土のう積み（300袋） ・避難誘導（20世帯） ・排水作業（3件） 	
水防活動または 被害状況写真	水防活動または 被害状況写真	水防活動実施箇所 地図	
〇〇川左岸（〇〇地先） 堤防巡視	〇〇川左岸（〇〇地先） 積み土のう工		
水防活動または 被害状況写真	水防活動または 被害状況写真		
〇〇川右岸（〇〇地先） 月の輪工	〇〇地区の浸水被害		

14.2 水防記録

水防管理者は、水防作業員が出動したときは、次の記録を作成し、保管するものとする。

- (1) 天候の状況並びに警戒中の水位観測表
- (2) 水防活動をした河川名、海岸名及びその箇所
- (3) 警戒出動及び解散命令の時刻
- (4) 水防団員（消防団員）及び消防機関に属する者の出動時刻及び人員
- (5) 水防作業の状況
- (6) 堤防、その他の施設の異常の有無及びこれに対する処置とその効果

- (7) 使用資材の種類及び数量並びに消耗量及び員数
- (8) 法第28条の規定による公用負担下命の器具、資材の種類、数量及び使用場所
- (9) 応援の状況
- (10) 居住者出勤の状況
- (11) 警察関係の援助の状況
- (12) 現場指導の官公署氏名
- (13) 立退きの状況及びそれを指示した理由
- (14) 水防関係者の死傷
- (15) 殊勲者及びその功績
- (16) 殊勲水防団（殊勲消防団）とその功績
- (17) 今後の水防について考慮を要する点、その他水防管理団体の所見

14.3 水防報告

水防管理団体は、水防活動が終結したときは、遅滞なく記録を整理し、次の調査対象時期毎にその状況を下図に示す様式により、水防が終結した月の翌月の5日までに渡島総合振興局長に報告するものとする。

調査対象期間：1月～5月、6月～7月、8月～9月、10月～12月

水 防 活 動 実 施 報 告 書

(市町村名)

自 年 月
至 年 月

区 分	水防活動		使用資材費			左のうち主要資材35万円以上使用団体分				備 考
	団体数	活動延人員	主要資材	その他資材	計	団体数	使用資材費			
		人	円	円	円	—	主要資材	その他資材	計	
県(都道府)分 前回迄										
月 分	—	—				—				
月 分	—	—				—				
月 分	—	—				—				
月 分	—	—				—				
小 計	—	—	0	0	0	—				
累 計	—	—	0	0	0	—				
水防管理団体分 前回迄	()					—				
	()					—				
	()					—				
	()					—				
	0()	0	0	0	0	—				
累 計	0	0	0	0	0	0	円	円	円	

(作成要領)

- 1 「前回迄」欄は、前回報告分にかかる「累計」欄の数及び金額を記入すること。
- 2 「団体数」欄の()には、当該月内に水防活動を行った水防管理団体数を、その他の欄には水防管理団体の実数を記入すること。
- 3 「月分」欄は、当該期間の調査対象月数に応じ区分すること。ただし、水防活動を行わない月の欄は不要。
- 4 「主要資材」欄は、俵、かます、布袋類、たたみ、むしろ、なわ、竹、生木、丸太、くい、板類、鉄線、釘、かすがい、蛇籠、置石及び土砂の使用額を記入すること。
- 5 「その他の資材」欄は、主要資材以外の資材の使用額を記入すること。
- 6 「左のうち主要資材35万円以上使用団体分」の各欄の記入は、水防管理団体分の累計のみ記入すること。

第15章 水防訓練

市は、毎年出水時期前に、水防団（消防団）、消防機関及び水防協力団体の水防訓練を実施し、水防技術の向上を図るものとする。

津波災害警戒区域に係わる水防団（消防団）は、津波防災地域づくりに関する法律に規定された津波避難訓練に参加しなければならない。

第16章 浸水想定区域等における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水防止のための措置

16.1 浸水想定区域の指定

北海道は、水位周知河川について、河川等が氾濫した場合に浸水が想定される区域を浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を公表するとともに、関係市町村の長に通知するものとする。

16.2 浸水想定区域の指定公表状況

北海道が公表した本市の区域における、水位周知河川の浸水想定区域の指定、公表の状況は次のとおりである。

水系名	河川名	浸水想定区域図 指定年月日	浸水想定HPアドレス
久根別川	久根別川	H30年6月29日	http://www.oshima.pref.hokkaido.lg.jp/kk/hkk/sinnsuisouteikuiki2.htm
大野川	大野川	H30年6月29日	http://www.oshima.pref.hokkaido.lg.jp/kk/hkk/sinnsuisouteikuiki2.htm
常盤川	常盤川	H29年12月15日	http://www.oshima.pref.hokkaido.lg.jp/kk/hkk/sinnsuisouteikuiki2.htm
流溪川	流溪川	H31年3月26日	http://www.oshima.pref.hokkaido.lg.jp/kk/hkk/sinnsuisouteikuiki2.htm

16.3 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水防止の為の措置

法第15条第1項の規定により市の水防協議会は、水位周知河川について、浸水想定区域の指定があったときは、「北斗市地域防災計画」において当該浸水想定区域ごとに、次に掲げる次項について定めるものとする。

- (1) 洪水予報、水位到達情報の伝達方法
- (2) 避難施設その他の避難場所及び避難路その他避難経路に関する事項
- (3) 災害対策基本法第48条第1項の防災訓練として市町村長が行う、洪水、内水又は高潮の係る避難訓練実施に関する事項
- (4) 浸水想定区域内に次に掲げる施設がある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地
ア 要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設）でその利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるもの
イ 大規模な工場その他の施設（アに掲げるものを除く。）であって国土交通省令で定める基準を参酌して市町村の条例で定める用途及び規模に該当するもの（大規模工場等）で

その洪水時等の浸水野防止を図る必要があると認められるもの（所有者又は管理者から申し出のあった施設に限る。）

- (5) その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

16.4 要配慮者利用施設の利用者の避難確保のための措置に関する計画の作成等

法第15条の規定により要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成するとともに、当該要配慮者利用施設の洪水時の円滑な避難の確保のための訓練を実施するほか、自衛水防組織置くよう努めるものとする。市は、要配慮者利用施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員への洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。

16.5 浸水想定区域内における情報提供

- (1) 地下施設等への情報提供

法第15条の規定に基づき、浸水想定区域内の地下街等で利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる施設の範囲は次のとおりとする。

- (2) 要配慮者利用施設

ア 要配慮者利用施設

法第15条の規定に基づき、浸水想定区域内の主として高齢者、障害者、乳幼児、その他特に防災上の配慮を要する者が利用する施設で、当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる施設の範囲は次のとおりとする。

(ア) 社会福祉法第2条に規定される「社会福祉事業」を営む事業所のうち、高齢者福祉施設、障がい者福祉施設、保育所、児童養護施設、救護施設等

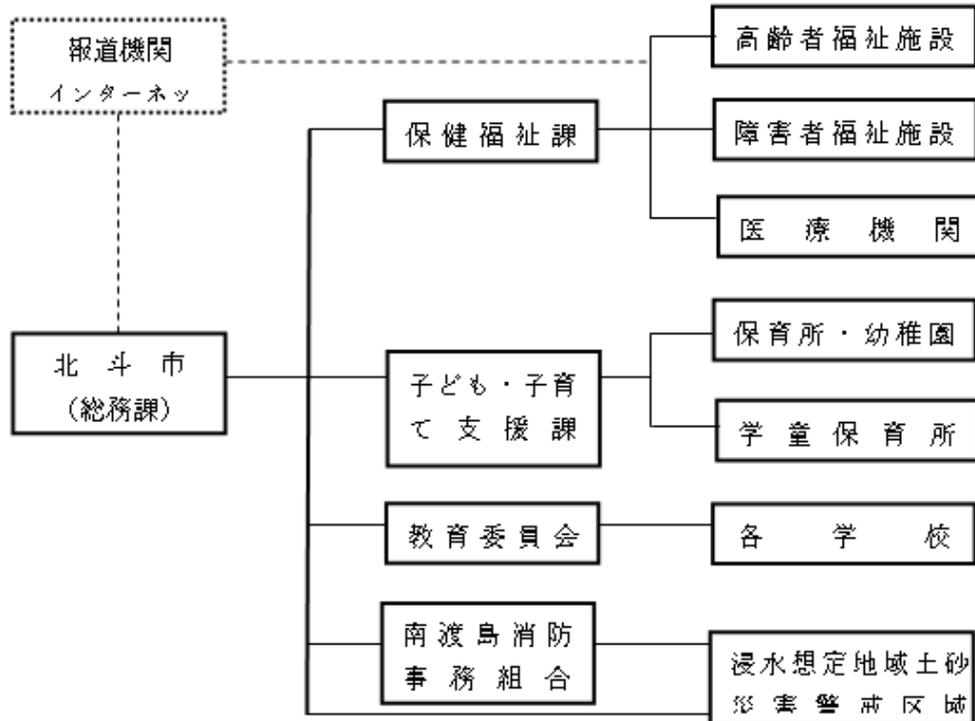
(イ) その他、特に防災上の配慮を要する者が利用する施設として、特別支援学校、幼稚園、病院・診療所（有床施設のみ）

※ 本計画で定める要配慮者利用施設の名称及び所在地については資料編に定め、それらの施設については避難確保計画の作成を促していくものとする。

- (3) 避難情報等の伝達方法

市は、上記で定めた施設について、洪水時に円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう洪水予報、避難情報等を防災放送、報道機関、インターネットのほか、電話、FAX又は使送より確実に伝達を行う。

要配慮者利用施設への伝達方法



(4) 避難勧告等の伝達内容 (一例)

ア 発令者	「こちらは防災北斗です。」
イ 発令時間	「現在、〇月〇日15時です。」
ウ 避難すべき理由	「現在〇〇川の水位が避難判断水位に達したため」
エ 避難勧告等の種類	「避難準備・高齢者等避難開始を発令いたします。」
オ 対象地域 (対象者)	「発令地区は〇〇地区の〇〇～〇〇区域及び〇〇地区の〇〇～〇〇区域に発令いたします。」
カ 避難の時期	「発令を受けた区域の皆様は、準備でき次第避難を開始してください。」
キ 協力団体、避難所	「〇〇地区の皆さんは、〇〇小学校へ、〇〇地区の皆さんは、〇〇会館へ避難してください避難してください」
ク 注意事項	「発令地区の皆さんは気象情報を確認し、火気と電気を点検して、必要な物を所持して避難してください。高齢の方、障がいのある方、小さなお子さんをお連れの方は避難を開始してください。また発令地区以外でも、不安な場合、危険だと思う場合は、迷わず避難をしてください。避難に助けが必要な方は、支援者と連絡を取り合うなどして避難してください。」

※ 災害等の状況に応じた内容で発令する。なお、伝達にあたっては、慌てさせない日本語の使用や多言語を用いるなど、災害時要配慮者に配慮する。

16.6 市民等に対する周知

市長は、入手した防災情報を、情報伝達設備及び報道機関を通じて市民や自主防災組織、滞在者等へ伝達し、自主的な水防活動や避難行動を促す。

また、洪水等による避難勧告等を発令又は解除したときは、避難対象区域内の居住者等へ避難勧告の内容を、次の手段で迅速かつ的確に伝達して周知する。

- (1) 市役所、消防機関、警察官の車両による関係地区への巡回広報
- (2) 防災行政無線、FM放送、防災メール等による伝達
- (3) ラジオ・テレビ等による放送

16.7 大規模工場等における浸水の防止のための措置に関する計画の作成等

法第15条1項の規定により防災計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該大規模工場等の洪水時の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成するとともに、当該大規模工場等の洪水時の浸水の防止のための訓練を実施するほか、自衛水防組織を置くよう努めるものとする。

市は、大規模工場等の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員への洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。

16.8 洪水、津波ハザードマップの配布等

市は、浸水想定区域の指定に基づき、当該浸水区域ごとの水位到達情報の伝達方法や避難場所等について周知を図るため、市のホームページにハザードマップを掲載するとともに、印刷物の配布その他の適切な方法により住民及び滞在者等が提供を受ける事ができるよう平常時からの防災意識の向上と自主的な避難の心構えを養うものとする。

第17章 指定水防管理団体の水防計画

17.1 北斗市の水防計画

指定水防管理者たる市長は、法第33条第1項の規定より、水防計画を定め、毎年水防計画に検討を加え、必要があると認めるときはこれを変更しなければならない。

法第33条第2項の規定により、市長は水防計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、水防協議会又は北斗市防災会議に諮るとともに、水防計画を定め又は変更したときは知事に届けなければならない。

17.2 水防計画の公表

法第33条第3項の規定により市は、水防計画を定め、又は変更したときは、その要旨を公表するものとする。

17.3 水防協議会の設置

(1) 水防協議会

市は、法第34条第1項の規定により水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議させるために、水防協議会を置くことができる。

(2) 水防協議会の運営

市は、法第34条に定められるもののほか、水防協議会に関し必要な事項は、条例で定めるものとする。

17.4 指定水防管理団体の水防計画作成要領

市の水防計画は、水防の目的を完全に達成するため、組織の整備、資器材、通信施設の充実及び通信連絡方法の合理的な運用を図るとともに、特に現地に即したあらゆる事態を想定して具体的に定めるものとする。